

平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助実施要綱

制定 平成28年10月27日市長決裁

改正 平成29年 3月29日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項（平成29年1月18日付け市町村第1238号添付）及び熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき、平成28年熊本地震により被害を受けた地域公民館の災害復旧にかかる営繕事業及び建替事業（以下「営繕等事業」という。）に対し、平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金（以下「補助金」という。）を支給するために必要な事項を定めることにより、被害を受けた地域公民館の早期復旧を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱の補助対象となる施設は、地域公民館要綱（平成4年4月1日制定）第2条に規定する地域公民館であって、平成28年熊本地震により被害を受けた地域公民館（以下「補助対象施設」という。）とする。ただし、営繕等事業のうち建替事業については、「半壊」以上の被害を受けている施設を補助対象施設とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱の補助対象になる事業は、前条の補助対象施設及び当該施設の付属施設の営繕等事業とする。

2 営繕等事業の対象となる範囲は、別表第1のとおりとする。

(補助金の上限額等)

第4条 補助金の上限額及び補助率については、別表第2のとおりとする。

2 補助金の額は、営繕等事業に要した経費について前項の規定により算定した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限額として予算の範囲内において市長が決定する。

3 前項の規定にかかわらず、熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱（平成6年4月1日制定）第4条第4項に基づき、平成28年熊本地震により被害を受けた補助対象団体の営繕事業に対して既に補助金が交付されている場合には、同交付額を前項の規定により算定した額から差し引いた額を補助金の額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象施設の代表者（以下「申請者」という。）は、次に定める書類を添えて平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 入札又は見積り合わせ参加者の見積書
- (2) 地域公民館営繕等事業計画書（様式第2号）
- (3) 施設カルテ（様式第3号）
- (4) 営繕等事業予算書
- (5) 現況写真
- (6) 被災証明書（建替事業のみ）
- (7) (1) から (6) までに定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が補助金交付の決定の前に営繕等事業に着手、又は完了している場合の補助金交付申請は認められない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 二次災害の発生により緊急性や必要性があると認められるとき。
- (2) この要綱の第3条に規定する補助対象事業又は第4条に規定する補助金の上限額等が遡及して変更になったとき。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するもの

とする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、次に定める書類を添えて平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 営繕等事業決算書
- (2) 工事の記録写真
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査の上、補助金の確定を行う。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、補助金の一部又は全部の減額を行うものとする。

2 交付決定の通知は、平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金交付決定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

附 則(平成28年10月27日制定)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年4月14日から適用する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成29年 3月29日改正)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成28年4月14日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助実施要綱の規定により補助金の交付を受けた者がこの要綱による改正後の第5条に規定する申請を行った場合における交付決定額は、改正後の第4条の規定により算定した額から既に交付した補助金の額を差し引いた額とする。

別表第1(第3条関係)

事業名	対象となる範囲
営繕事業	建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託費に要する経費
建替事業	本体工事、付帯設備工事、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託費及び建替に必要な解体に要する経費

備考 土地購入費及び備品購入費については、補助対象外とする。

別表第2(第4条関係)

地域公民館の種類	営繕等事業	補助率	上限
認可地縁団体が 所有する地域公民館	営繕事業	4分の3	7,500千円
	建替事業		11,250千円
認可地縁団体以外が 所有する地域公民館	営繕事業	次の各号に掲げる補助の区分に応じ、 当該各号に定める割合の合計 (1)市補助:2分の1 (2)県復興基金:4分の1	7,500千円
	建替事業		11,250千円

備考 営繕等事業ごとの上限額については、1つの地域公民館における当該事業が複数年度にわたる場合であっても、年度ごとの当該事業の金額の総額を上限額とする。

様式第1号（第5条関係）

平成28年熊本地震にかかる地域公民館宮繕費等補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

申請者 公民館名

館長名

印

補助金の交付申請について

平成28年熊本地震にかかる地域公民館宮繕費等補助実施要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 補助対象事業費

円

4 交付を受けようとする補助金の額と、その算出基礎

円

（算出基礎）

5 その他

様式第2号 (第5条関係)

地域公民館営繕等事業計画書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 公民館名

館長名

印

地域公民館の災害復旧にかかる営繕等事業計画については、以下のとおりです。

(単位：円)

年 度	営繕等事業内容	補助対象事業費	補助金交付申請額
H28			
H29			
H30			
	合 計		

施設カルテ

年 月 日

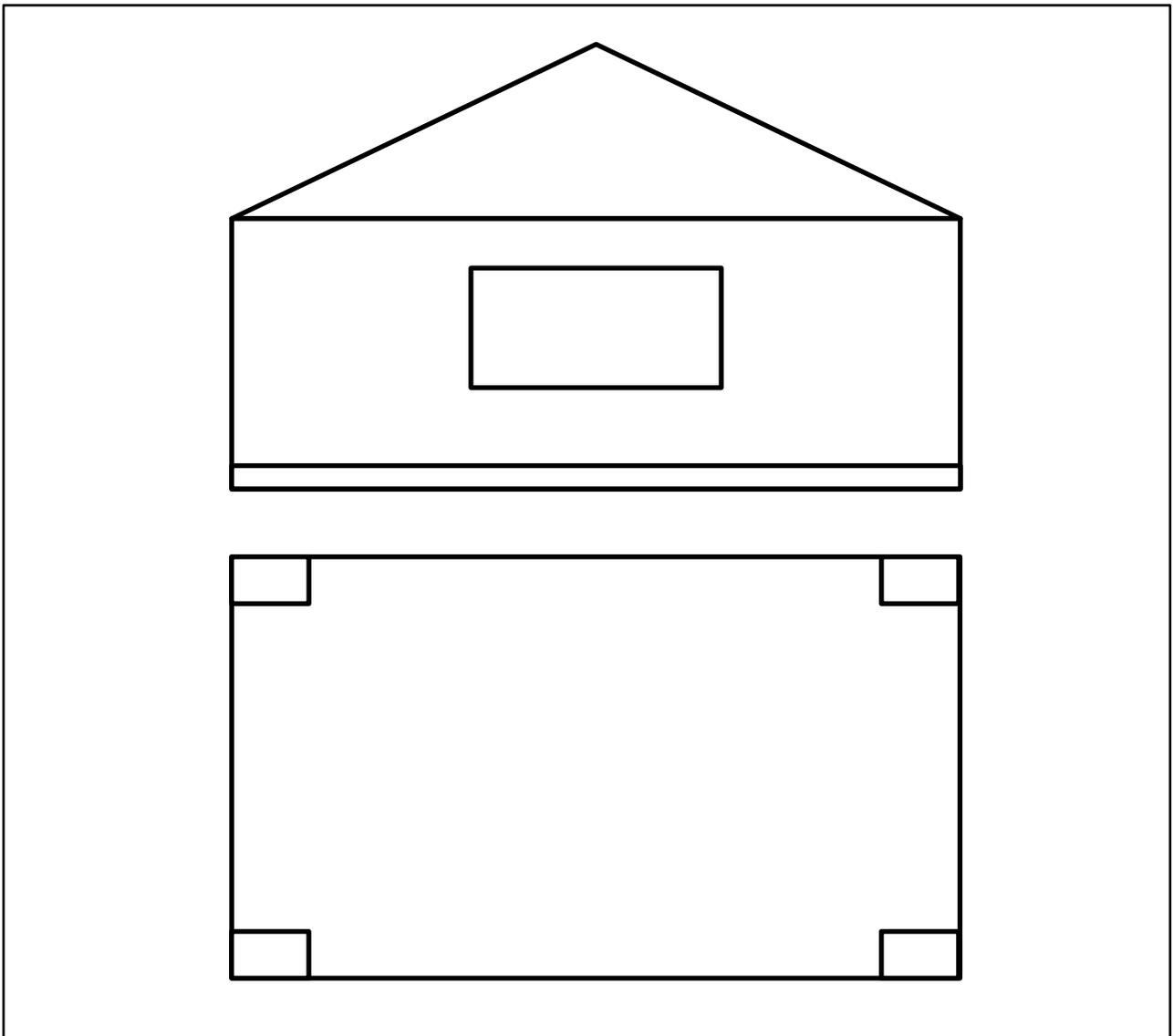
1 公民館名 _____

2 公民館住所 _____

3 構造 _____

4 建設年度 _____

5 被害状況



平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金交付決定通知書

熊本市指令（ ）第 号
年 月 日

住 所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

補 助 金 の 交 付 決 定 に つ い て

年 月 日付けで交付申請のあった平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金については、平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助実施要綱第6条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費	円
補助金額	円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
請求の際には、本書の写しを添付すること。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後、事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) その他
- 6 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第5号（第7条関係）

平成28年熊本地震にかかる地域公民館宮繕費等補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

申請者 公民館名

館長名

印

補助金の実績報告について

平成28年熊本地震にかかる地域公民館宮繕費等補助実施要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 補助対象事業費

円

4 補助金交付決定額

円

5 （その他）

様式第6号（第8条関係）

平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金交付確定通知書

熊本市指令（ ）第 号
年 月 日

住 所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

補 助 金 の 交 付 に つ い て

年 月 日付け熊本市指令（ ）第 号で通知した平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助金については、平成28年熊本地震にかかる地域公民館営繕費等補助実施要綱第8条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円